

第4章 生活環境影響調査の項目並びに調査、予測及び評価の手法

4.1 生活環境影響調査を行う項目及びその選定理由

(1) 生活環境影響調査を行う項目の選定結果

生活環境影響調査を行う項目は表 4-1 に示すとおりであり、資料編「事業予定区域及びその周囲の概況」に示した地域環境の特性を踏まえたうえで、環境影響要因^{注1)}と環境要素^{注2)}の関連性から選定した。

選定は、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成 18 年、環境省）及び「福岡県環境影響評価技術指針」（平成 21 年、福岡県告示第 1100 号）に基づいて行った。

注1) 環境影響要因とは、環境に影響を及ぼす可能性のある事業行為。

注2) 環境要素とは、騒音、悪臭、動物、景観など、環境を構成する要素。

表 4-1 生活環境影響調査を行う項目の選定結果

環境要素の区分				工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用							
				建設機械の稼働	工車用車両の走行	造成等の施工	施設からの処理水の放流	最終処分場の存在（地形の改変）	浸出液処理施設の稼働	埋立作業	廃棄物の存在	廃棄物運搬車両の走行		
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質	粉じん											
			二酸化窒素											
			浮遊粒子状物質											
		騒音	騒音											
		振動	振動											
		悪臭	悪臭											
	水環境	水質	水の濁り											
			水の汚れ											
			富栄養化											
			ダイオキシン類（底質を含む）											
			その他の化学物質（有害物質）											
		地下水	地下水の流れ											
	地下水の水質													
	土壌環境	土壌	ダイオキシン類											
			その他の化学物質（有害物質）											
地形及び地質		重要な地形及び地質												
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	動物	重要な種及び注目すべき生息地												
	植物	重要な種及び群落												
	生態系	地域を特徴づける生態系												
人と自然との豊かな触れ合い	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観												
	触れ合いの活動の場	人と自然との触れ合いの活動の場												
環境への負荷	廃棄物等	建設工事に伴う副産物												

- : 「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成18年、環境省）に示されている項目
- : 「福岡県環境影響評価技術指針」（平成21年、福岡県告示第1100号）に示されている項目
- : 自主追加項目
- : 事業との関連性が考えられるため、調査、予測及び評価を行うものとして選定した項目（廃棄物等については、予測及び評価のみとし、調査は行わない）
- : 現状の把握のために、調査のみを行うものとして選定した項目
- : 事業の影響がない、または、極めて小さいことが明らかであるために、選定しない項目

(2) 選定理由または不選定理由

対象事業に係る生活環境影響評価を行う項目の選定理由及び行わない項目の不選定理由を表4-2に示す。

表 4-2 (1) 調査等を行う項目の選定または不選定理由

項 目		環境影響要因	選定	選定または不選定理由
大区分	小区分			
大気質	粉じん	工事中	造成等の施工	工事中の建設機械の稼働及び場内での工事用車両の走行に伴い発生する粉じんにより、事業予定区域周辺の生活環境への影響が想定されるため、調査、予測及び評価を行う項目として選定する。
		存在供用時	埋立作業	存在供用時の埋立作業に伴い発生する粉じんにより、事業予定区域周辺の生活環境への影響が想定されるため、調査、予測及び評価を行う項目として選定する。
	二酸化窒素、浮遊粒子状物質	存在供用時	廃棄物運搬車両の走行	廃棄物運搬車両の走行に伴い発生する二酸化窒素、浮遊粒子状物質により、アクセス道路周辺の生活環境への影響が想定されるため、調査、予測及び評価を行う項目として選定する。
騒音	騒音レベル	工事中	建設機械の稼働	工事中の建設機械の稼働に伴い発生する騒音により、事業予定区域周辺の生活環境への影響が想定されるため、調査、予測及び評価を行う項目として選定する。
			工事用車両の走行	工事用車両の走行に伴い発生する騒音により、アクセス道路周辺の生活環境への影響が想定されるため、調査、予測及び評価を行う項目として選定する。
		存在供用時	浸出液処理施設の稼働、埋立作業	浸出液処理施設の稼働及び埋立作業に伴い発生する騒音により、事業予定区域周辺の生活環境への影響が想定されるため、調査、予測及び評価を行う項目として選定する。
			廃棄物運搬車両の走行	廃棄物運搬車両の走行に伴い発生する騒音により、アクセス道路周辺の生活環境への影響が想定されるため、調査、予測及び評価を行う項目として選定する。
振動	振動レベル	工事中	建設機械の稼働	工事中の建設機械の稼働に伴い発生する振動により、事業予定区域周辺の生活環境への影響が想定されるため、調査、予測及び評価を行う項目として選定する。
			工事用車両の走行	工事用車両の走行に伴い発生する振動により、アクセス道路周辺の生活環境への影響が想定されるため、調査、予測及び評価を行う項目として選定する。
		存在供用時	浸出液処理施設の稼働、埋立作業	浸出液処理施設の稼働及び埋立作業に伴い発生する振動により、事業予定区域周辺の生活環境への影響が想定されるため、調査、予測及び評価を行う項目として選定する。
			廃棄物運搬車両の走行	廃棄物運搬車両の走行に伴い発生する振動により、アクセス道路周辺の生活環境への影響が想定されるため、調査、予測及び評価を行う項目として選定する。

注) : 生活環境影響調査を行う項目として選定したもの

表 4-2(2) 調査等を行う項目の選定または不選定理由

項 目		環境影響要因		選定	選定または不選定理由
大区分	小区分				
悪臭	特定悪臭物質、臭気指数	存在供用時	埋立作業及び廃棄物の存在		廃棄物の存在に伴い発生する悪臭により、事業予定区域周辺の生活環境への影響が想定されるため、調査、予測及び評価を行う項目として選定する。
水質	水の濁り	工事中	造成等の施工		造成等の施工に伴い降雨時に発生する造成裸地からの水の濁りにより、事業予定区域周辺の水利用に支障を及ぼすことが想定されるため、調査、予測及び評価を行う項目として選定する。
	水の濁り、水の汚れ、富栄養化、ダイオキシン類、有害物質	-	-		遮水工を施すとともに、集水された浸出液はすべて浸出液処理施設で処理した後、公共下水道に放流する。よって、存在供用時において河川・水路の水質変化はない。しかしながら、事業実施前後の水質の比較を行うために、現状を把握する調査を行う。
地下水	地下水の流れ	工事中	最終処分場の存在（地形の改変）		地形の改変により、地下水位及び流向が変化し、地下水の水利用に支障を及ぼすことが想定されるため、調査、予測及び評価を行う項目として選定する。
	地下水の水質	存在供用時	廃棄物の存在		浸出液が漏洩した場合には、地下水質が変化することにより、事業予定区域周辺の水利用に支障を及ぼすことが想定されるため、調査、予測及び評価を行う項目として選定する。
土壌	ダイオキシン類、有害物質	-	-		本事業により、周辺地域の土壌が汚染されることは考えられない。しかしながら、ダイオキシン類、その他の有害物質については、事業実施前後の土壌の比較を行うために、現状を把握する調査を行う。
地形及び地質	重要な地形及び地質	存在供用時	最終処分場の存在（地形の改変）	×	事業予定区域には、重要な地形及び地質は分布していないことから、これらが消滅または改変されることはない。よって、調査等を行う項目として選定しない。
動物	重要な種及び注目すべき生息地	工事中	造成等の施工		造成等の施工により、重要な種の生息環境及び注目すべき生息地が消滅または改変されることが想定されるため、調査、予測及び評価を行う項目として選定する。
		存在供用時	最終処分場の存在（地形の改変）		最終処分場の存在により、地形が改変されるとともに、土地利用が変化する。これらにより、重要な種の生息環境及び注目すべき生息地が改変されることが想定されるため、調査、予測及び評価を行う項目として選定する。
植物	重要な種及び群落	工事中	造成等の施工		造成等の施工により、重要な種及び群落が消滅または改変されることが想定されるため、調査、予測及び評価を行う項目として選定する。
		存在供用時	最終処分場の存在（地形の改変）		最終処分場の存在により、地形が改変されるとともに、土地利用が変化する。これにより、重要な種及び群落の生育環境が改変されることが想定されるため、調査、予測及び評価を行う項目として選定する。

注) : 生活環境影響調査を行う項目

: 現況の把握のために、調査のみを行う項目

× : 事業の影響がない、または、極めて小さいことが明らかなため、選定しない項目

表 4-2 (3) 調査等を行う項目の選定または不選定理由

項 目		環境影響要因	選定	選定または不選定理由
大区分	小区分			
生態系	地域を特徴づける生態系	工事中	造成等の施工	造成等の施工により土地の改変等が生じる。これにより、地域を特徴づける生態系への影響が想定されるため、調査、予測及び評価を行う項目として選定する。
		存在供用時	最終処分場の存在（地形の改変）	最終処分場の存在により、地形が改変されるとともに、土地利用が変化する。これにより、地域を特徴づける生態系への影響が想定されるため、調査、予測及び評価を行う項目として選定する。
景観	主要な眺望景観	存在供用時	最終処分場の存在（地形の改変）	最終処分場の存在及び地形の改変により、主要な眺望点からの事業予定区域を含む眺望景観が変化することが想定されるため、調査、予測及び評価を行う項目として選定する。
触れ合い活動の場	人と自然との触れ合い活動の場	存在供用時	最終処分場の存在（地形の改変）	× 存在供用時における事業予定区域周辺の人と自然との触れ合い活動の場への影響は景観に限られ、これらの調査、予測及び評価は「景観」で行う。よって、人と自然との触れ合い活動の場については、調査等を行う項目として選定しない。
廃棄物等	建設工事に伴う副産物	工事中	造成等の施工	造成等の施工により伐採木、建設発生土等の建設副産物が発生するため、予測及び評価を行う項目として選定する。

注) : 生活環境影響調査を行う項目

× : 事業の影響がない、または、極めて小さいことが明らかなため、選定しない項目

4.2 調査の手法

調査の手法を表 4-3～表 4-13 に示す。

調査及び予測の手法は、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成 18 年、環境省）及び「福岡県環境影響評価技術指針」（平成 21 年、福岡県告示第 1100 号）、その他、環境影響評価に関する技術マニュアル等を参考にしながら選定した。

表 4-3 (1) 大気質の調査手法 (粉じん)

項目		影響要因	調査手法		選定理由
環境要素					
大気質	粉じん	造成等の施工・埋立作業	調査すべき情報	粉じん 浮遊粉じん、浮遊粒子状物質、その他の化学物質（アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレン）、ダイオキシン類 気象の状況 風向・風速	粉じん 粉じんの指標項目として、浮遊粉じん及び浮遊粒子状物質を調査する。また、浮遊粉じん中に含まれる重金属類（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条に規定された項目）及びダイオキシン類の量を測定する。 気象の状況 粉じんの拡散の主要因である風向・風速の状況を把握する。
			調査の基本的な手法	粉じん ・浮遊粉じん 濾過捕集 - 重量濃度測定及びデジタル粉じん計による 現地調査 ・浮遊粒子状物質 濾過捕集 - 重量濃度測定方法による 現地調査 ・その他の化学物質、ダイオキシン類 浮遊粉じん中の濃度を測定する 現地調査 気象の状況 「地上気象観測指針」に基づく風向・風速計による 現地調査	いずれも事業予定区域周辺に既存データがないことから、現地調査を行う。 粉じん 浮遊粉じん及びその他の化学物質は「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」(平成20年、環境庁)に、浮遊粒子状物質は「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年、環境庁告示第25号)準拠した方法とする。 気象の状況 事業予定区域に最も近い気象観測所(太宰府及び博多地方観測所)までは約5km離れているため、現地調査を行う。
			調査地域	事業予定区域から 150mの範囲	一般的な土地造成工事における建設機械の稼働条件のもとで予測計算により設定した影響範囲 ¹⁾
			調査地点	粉じん 事業予定区域の敷地境界及び周辺集落の 5地点 気象の状況 事業予定区域敷地境界の 1地点 (図4-1参照)	粉じん 谷地形であり、かつ、至近集落(中二丁目)がある事業予定区域南西側の敷地境界付近とする。また、150mの範囲内にある周辺集落から4地点を選定する。 気象の状況 粉じんと同一地点とする。
			調査期間等	粉じん 4季 (各季1週間) 気象の状況 1年間 (連続測定)	粉じんと気象は、季節変動があると考えられることから、4季及び通年とする。 ただし、その他の化学物質については、2季とする。

備考) 事業予定区域周辺の人家等の分布、土地利用については、「第4章 地域環境の特性」及び資料編「地域環境の概況」に示す。

¹⁾ 「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」(平成11年)建設省都市局都市計画課監修

表 4-3(2) 大気質の調査手法（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）

項目		影響要因	調査手法		選定理由
環境要素					
大気質	二酸化窒素・浮遊粒子状物質	廃棄物運搬車両の走行	調査すべき情報	二酸化窒素、浮遊粒子状物質 二酸化窒素、浮遊粒子状物質 気象の状況 風向・風速	二酸化窒素、浮遊粒子状物質 環境基準項目のうち、技術指針 ²⁾ に示されている2項目とする。 気象の状況 粉じんの拡散に影響を及ぼす風向・風速の状況を把握する。
			調査の基本的な手法	二酸化窒素、浮遊粒子状物質 福岡県及び大野城市が測定する大気測定局の観測結果を引用する 既存資料調査 気象の状況 「地上気象観測指針」に基づく風向・風速計による 現地調査 粉じんの調査結果を併用	二酸化窒素、浮遊粒子状物質 事業予定区域から約150mの位置に大野城市の測定結果がある。また、5km程度離れているが、毎年測定している福岡県の大気測定局がある。廃棄物運搬車両の走行台数が最大10台/日と少ないことから、定性的な予測手法を用いる。よって、現況の大気質濃度は参考として把握する位置づけであるため、これら既存の大気測定局のデータを引用する。 気象の状況 粉じんで行う現地調査結果を併用。
			調査地域	事業予定区域から 1~2km の範囲の搬入ルート	事業予定区域に工事用車両及び廃棄物運搬車両が集まってくる範囲として1~2kmを設定 ²⁾
			調査地点	二酸化窒素、浮遊粒子状物質 大野城市測定局（乙金東公民館）太宰府局（一般環境大気測定局）及び比恵局（自動車排出ガス測定局）の 2地点 （図4-2参照） 気象の状況 事業予定区域敷地境界の 1地点 （図4-1参照）	二酸化窒素、浮遊粒子状物質 既存調査は、事業予定区域から約150mの位置にある大野城市の測定結果、及び福岡県の大気測定局のうち、事業予定区域から最寄りの一般環境大気測定局、自動車排出ガス測定局とする。 気象の状況 代表地点として、事業予定区域内で行う。
			調査期間等	二酸化窒素、浮遊粒子状物質 大野城市調査：平成20年度 大気測定局：過去5年間 気象の状況 1年間 粉じんの調査結果を併用	二酸化窒素、浮遊粒子状物質 大気測定局については、1年間のデータについて、経年的な変化をみるために、過去5年間分集計する。 気象の状況 季節変動があると考えられることから、1年間を通して行う。

備考）事業予定区域周辺の人家等の分布、土地利用、関係法令の指定状況については、「第4章 地域環境の特性」及び資料編「地域環境の概況」に示す。

²⁾ 「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成18年）環境省

表 4-4 (1) 騒音の調査手法（環境騒音）

項目		調査手法		選定理由
環境要素	影響要因			
騒音	建設機械の稼働・埋立作業・浸出液処理施設の稼働	調査すべき情報	騒音の状況 騒音レベル 主要な発生源 主要な発生源の分布	騒音の状況 現状における事業予定区域周辺の騒音の状況を把握する。 主要な発生源 調査地域内において、騒音の主要な発生源の状況を把握する。
		調査の基本的な手法	騒音の状況 JIS Z 8731「環境騒音の表示・測定方法」に準拠した騒音レベル計を用いた 現地調査 主要な発生源 特定工場等の届出、ゼンリン地図等の既存資料調査、及び現地での確認	騒音の状況 事業予定区域周辺では、騒音の既存測定結果がないため現地調査を行う。測定は、騒音に係る環境基準及び騒音規制法に規定された JIS Z 8731 に準拠して行う。 主要な発生源 騒音規制法に基づく特定工場等の分布を確認する。また、その他騒音を発生する施設等の分布状況を既存資料調査に加え、現地での確認を行う。
		調査地域	事業予定区域から 100m の範囲	発生源からの騒音が、距離減衰により相当程度変化すると考えられる地域 ²⁾
		調査地点	騒音の状況 事業予定区域の敷地境界及び周辺集落の 4 地点 （図 4.2-1 参照） 主要な発生源 事業予定区域から 100m の範囲	騒音の状況 事業予定区域の敷地境界及び調査地域内の周辺集落の分布を勘案して設定。 主要な発生源 範囲内の発生源を面的に把握する。
		調査期間等	騒音の状況 平日の 1 日（24 時間） 主要な発生源 騒音の状況調査と同一日	平常時の 1 日間の時間変動を捉えるために、24 時間の連続測定 ²⁾ なお、休日の工事及び廃棄物の埋立作業は行わない。

備考) 事業予定区域周辺の人家等の分布、土地利用、関係法令の指定状況については、「第 4 章 地域環境の特性」及び資料編「地域環境の概況」に示す。

²⁾ 「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成 18 年）環境省

表 4-4(2) 騒音の調査手法（道路交通騒音）

項目		調査及び予測手法		選定理由
環境要素	影響要因			
騒音	工 事 用 車 両 の 走 行 ・ 廃 棄 物 運 搬 車 両 の 走 行	調査すべき情報	騒音の状況 騒音レベル 交通量の状況 自動車交通量	騒音の状況 工 事 用 車 両 及 び 廃 棄 物 運 搬 車 両 の 走 行 ル ー ト に お け る 道 路 交 通 騒 音 の 状 況 を 把 握 す る。 交通量の状況 道 路 交 通 騒 音 の 程 度 を 左 右 す る 交 通 量 (8 車 種 分 類) を 調 査 す る。
		調査の基本的な手法	騒音の状況 JIS Z 8731「環境騒音の表示・測定方法」に準拠した騒音レベル計を用いた 現地調査 交通量の状況 カウンター計測による 現地調査	騒音の状況 事業予定区域周辺では、騒音の既存測定結果がないため現地調査を行う。測定は、騒音に係る環境基準及び騒音規制法に規定された JIS Z 8731 に準拠して行う。 交通量の状況 騒音測定と平行して、交通量を現地で確認する。
		調査地域	事業予定区域から 1～2km のアクセス道路	事業予定区域に工 事 用 車 両 及 び 廃 棄 物 運 搬 車 両 が 集 ま っ て く る 範 囲 と し て 1 ～ 2 km を 設 定 ²⁾
		調査地点	騒音の状況 廃棄物運搬車両の走行ルート： 1地点 (図 4.2-3 参照) 交通量の状況 騒音の調査地点と同一地点	騒音の状況 調査地域内の走行ルートのうち、御笠の森小学校に隣接する道路端とする。なお、工 事 用 車 両 の 走 行 ル ー ト は、 交 通 量 が 多 い 国 道 3 号 以 外 は、 新 設 す る 道 路 で あ る た め、 調 査 対 象 と す る 道 路 が 存 在 し な い。 交通量の状況 騒音調査と同一地点
		調査期間等	騒音の状況 平日の 1日(24時間) 交通量の状況 騒音の状況調査と同一日	平常時の1日間の時間変動を捉えるために、24時間の連続測定 ²⁾ なお、休日の工事及び廃棄物の搬入は行わない。

備考) 事業予定区域周辺の人家等の分布、土地利用、関係法令の指定状況については、「第 4 章 地域環境の特性」及び資料編「地域環境の概況」に示す。

²⁾ 「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」(平成 18 年)環境省

表 4-5 (1) 振動の調査手法（環境振動）

項目		調査手法		選定理由
環境要素	影響要因			
振動	建設機械の稼働・埋立作業・浸出液処理施設の稼働	調査すべき情報	振動の状況 振動レベル 主要な発生源 主要な発生源の分布	振動の状況 現状における事業予定区域周辺の振動の状況を把握する。 主要な発生源 調査地域内において、振動の主要な発生源の状況を把握する。
		調査の基本的な手法	振動の状況 JIS Z 8735「振動レベルの測定方法」に準拠した振動レベル計を用いた 現地調査 主要な発生源 特定工場等の届出、ゼンリン地図等の既存資料調査、及び現地での確認	振動の状況 事業予定区域周辺では、振動の既存測定結果がないため現地調査を行う。測定は、振動規制法に規定された JIS Z 8735 に準拠して行う。 主要な発生源 振動規制法に基づく特定工場等の分布を確認する。また、その他振動を発生する施設等の分布状況を既存資料調査に加え、現地での確認を行う。
		調査地域	事業予定区域から 100m の範囲	発生源からの振動が、距離減衰により相当程度変化すると考えられる地域 ²⁾
		調査地点	振動の状況 事業予定区域の敷地境界及び周辺集落の 4 地点 （図 4.2-1 参照） 主要な発生源 事業予定区域から 100m の範囲	振動の状況 事業予定区域の敷地境界及び調査地域内の周辺集落の分布を勘案して設定。 主要な発生源 範囲内の発生源を面的に把握する。
		調査期間等	振動の状況 平日の 1 日（24 時間） 主要な発生源 振動の状況調査と同一日	平常時の 1 日間の時間変動を捉えるために、24 時間の連続測定 ²⁾ なお、休日の工事及び廃棄物の埋立作業は行わない。

備考) 事業予定区域周辺の人家等の分布、土地利用、地盤性状、関係法令の指定状況については、「第 4 章 地域環境の特性」及び資料編「地域環境の概況」に示す。

²⁾ 「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成 18 年）環境省

表 4-5(2) 振動の調査手法（道路交通振動）

項目		調査及び予測手法		選定理由
環境要素	影響要因			
振動	工 事 用 車 両 の 走 行 ・ 廃 棄 物 運 搬 車 両 の 走 行	調査すべき情報	振動の状況 振動レベル 交通量の状況 自動車交通量	振動の状況 工 事 用 車 両 及 び 廃 棄 物 運 搬 車 両 の 走 行 ル ー ト に お け る 道 路 交 通 振 動 の 状 況 を 把 握 す る。 交通量の状況 道 路 交 通 振 動 の 程 度 を 左 右 す る 交 通 量 (8 車 種 分 類) を 調 査 す る。
		調査の基本的な手法	振動の状況 JIS Z 8735「振動レベルの測定方法」に準拠した振動レベル計を用いた 現地調査 交通量等の状況 カウンター計測による 現地調査	振動の状況 事業予定区域周辺では、振動の既存測定結果がないため現地調査を行う。測定は、振動規制法に規定された JIS Z 8735 に準拠して行う。 交通量の状況 振動測定と平行して、交通量を現地で確認する。
		調査地域	事業予定区域から 1～2km のアクセス道路	事業予定区域に工 事 用 車 両 及 び 廃 棄 物 運 搬 車 両 が 集 ま っ て く る 範 囲 と し て 1 ～ 2 km を 設 定 ²⁾
		調査地点	振動の状況 廃棄物運搬車両の走行ルート： 1地点 (図 4.2-3 参照) 交通量の状況 振動の調査地点と同一地点	振動の状況 調査地域内の走行ルートのうち、御笠の森小学校に隣接する道路端とする。なお、工 事 用 車 両 の 走 行 ル ー ト は、 交 通 量 が 多 い 国 道 3 号 以 外 は、 新 設 す る 道 路 で あ る た め、 調 査 対 象 と す る 道 路 が 存 在 し な い。 交通量の状況 振動調査と同一地点
		調査期間等	振動の状況 平日の 1日(24時間) 交通量の状況 振動の状況調査と同一日	平常時の1日間の時間変動を捉えるために、24時間の連続測定 ²⁾ なお、休日の工事及び廃棄物の搬入は行わない。

備考) 事業予定区域周辺の人家等の分布、土地利用、関係法令の指定状況については、「第4章 地域環境の特性」及び資料編「地域環境の概況」に示す。

²⁾ 「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」(平成18年)環境省

表 4-6 悪臭の調査手法

項目		調査手法		選定理由
環境要素	影響要因			
悪臭	廃棄物の存在	調査すべき情報	悪臭の状況 臭気指数 気象の状況 風向・風速 主要な発生源 主要な発生源の分布	悪臭の状況 大野城市の悪臭防止法の規制項目である臭気指数を調査する。 気象の状況 悪臭物質の拡散に影響を及ぼす風向・風速の状況を把握する。 主要な発生源 調査地域内において、悪臭の主要な発生源の状況を把握する。
		調査の基本的な手法	悪臭の状況 「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」(平成7年、環境庁告示第63号)に基づく 現地調査 気象の状況 「地上気象観測指針」に基づく風向・風速計による 現地調査 主要な発生源 住宅地図等の既存資料調査、及び現地での確認	悪臭の状況 事業予定区域周辺における悪臭の既存データがないことから、現地調査を行う。 気象の状況 事業予定区域に最寄りの気象観測所までは約5kmと離れていることから、現地調査を行う。 主要な発生源 悪臭を発生する施設等の分布状況を既存資料調査に加え、現地での確認を行う。
		調査地域	事業予定区域周辺の人家等が存在する地域とし、具体的には 150mの範囲 とする。	悪臭の原因になる可能性がある物質は、埋立廃棄物(焼却灰)である。よって、150mの範囲とする。
		調査地点	悪臭の状況 事業予定区域敷地境界及び周辺集落の 4地点 (図 4.2-1 参照) 気象の状況 事業予定区域敷地境界の 1地点 主要な発生源 事業予定区域から 150m の範囲	悪臭の状況 事業予定区域の敷地境界及び調査地域内の周辺集落の分布を勘案して設定。 気象の状況 代表地点として、事業予定区域敷地境界で行う。 主要な発生源 調査範囲内の発生源を面的に把握する。
		調査期間等	悪臭の状況 1回 気象の状況 1年間 粉じんの調査結果を引用 主要な発生源 現地調査は、悪臭の状況調査と同一日	悪臭の状況 現時点では主要な悪臭の発生源がなく、季節的な変化も考えられないことから、夏季の1回とする。 気象の状況 季節変動があると考えられることから、1年間を通して行う。 主要な発生源 と同じ

備考) 事業予定区域周辺の人家等の分布、土地利用、関係法令の指定状況については、「第4章 地域環境の特性」及び資料編「地域環境の概況」に示す。

表 4-7 (1) 水質の調査手法（工事中）

項目		影響要因	調査手法		選定理由
環境要素					
水質	水の濁り	造成等の施工	調査すべき情報	水の濁り 浮遊物質（SS） 河川及び水路の流況 流量 降水量 調査日 2 日前からの時間降水量	水の濁り 降雨時における水の濁りの状況を把握するため、指標項目である浮遊物質（SS）の状況を把握する。 河川及び水路の流況 降雨時における河川及び水路の流量を把握する。 降水量 水の濁りの発生要因である降水量を把握する。
			調査の基本的な手法	水の濁り 「水質調査方法」（昭和 46 年、環水管第 30 号環境庁水質保全局長通達）に準拠した 現地調査 河川及び水路の流況 JIS K 0094 8.4「流速計による方法」による 現地調査 降水量 最寄りの観測点である太宰府地方観測所の観測データを引用	水の濁り 調査対象河川及び水路では、既存データがないことから、現地調査を行う。 河川及び水路の流況 同上 降水量 降水量は風向・風速ほど地域的特性がないことから、事業予定区域から約 5km の位置にある既存観測所のデータを引用する。
			調査地域	御笠川に合流するまでの雨水排水経路の河川（水路）及び溜池	雨水排水の経路である事業予定区域直下の河川または水路とする。御笠川は、これらの河川・水路に比べ、流域（流量）が極めて大きいため、流入点前までとする。
			調査地点	水の濁り 河川（水路）3 地点及び溜池 1 地点 （図 4.2-4 参照） 河川及び水路の流況 同上 降水量 太宰府地方気象観測所	水の濁り 雨水排水経路である 3 河川（水路）及び宮の池。片池は利水がないことから対象としない。 河川及び水路の流況 同上 降水量 事業予定区域の最寄りの観測局
			調査期間等	水の濁り 降雨時の 3 日（1 日×3 回） 河川及び水路の流況 同上 降水量 過去 10 年間	水の濁り 様々な降雨条件下における水の濁りの状況を把握するため、降雨時の 3 日とし、各調査日とも 3 時間おきに 3 回調査する。 河川及び水路の流況 同上 降水量 季節変動と経年的な変動を把握するために、年間データを過去 10 年分集計する。

備考）河川及び水路の分布状況、利水状況、公共下水道の整備状況、土地利用については、「第 4 章 地域環境の特性」及び資料編「地域環境の概況」に示す。

表 4-7(2) 水質の調査手法（存在・供用時）

項目		影響要因	調査手法		選定理由
環境要素					
水質	水の濁り・水の汚れ・富栄養化・ダイオキシン類・その他の化学物質（有害物質）	（現状把握のための調査のみを行う）	調査すべき情報	水の濁り、水の汚れ pH、BOD、COD、SS、DO、 大腸菌群数 富栄養化 T-N、T-P ダイオキシン類 河川水及び底質のダイオキシン類 その他の化学物質 カドミウム、PCB、ジクロロメタンなど有害化学物質 27 項目	水の濁り、水の汚れ 生活環境の保全に関する「水質汚濁に係る環境基準」（昭和 46 年、環境庁告示第 59 号） 富栄養化 富栄養化の指標項目である T-N と T-P を対象とする。 ダイオキシン類 「ダイオキシン類による水質汚濁（水底の底質の汚染を含む）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年、環境庁告示第 68 号） その他の化学物質 人の健康の保護に関する「水質汚濁に係る環境基準」（昭和 46 年、環境庁告示第 59 号）
			調査の基本的な手法	水の濁り、水の汚れ 「水質調査方法」（昭和 46 年、環水管第 30 号環境庁水質保全局長通達）に準拠した 現地調査 富栄養化 同上 ダイオキシン類 「ダイオキシン類に係る水質調査マニュアル」（平成 10 年、環境庁水質保全局）に準拠した 現地調査 その他の化学物質 と同じ	水の濁り、水の汚れ 調査対象河川及び水路では、既存データがないことから、現地調査を行う。 富栄養化 同上 ダイオキシン類 同上 その他の化学物質 同上
			調査地域	御笠川に合流するまでの 雨水排水経路の河川（水路）及び溜池	雨水排水の経路である事業予定区域直下の水路または河川、及び溜池とする。御笠川は、これらの河川・水路に比べ、流域（流量）が極めて大きいいため、流入点前までとする。
			調査地点	河川及び水路： 3 地点 溜池： 1 地点 （図 4.2-4 参照）	河川及び水路：雨水排水経路の 3 河川または水路 溜池：雨水排水が流入する宮の池の 1 地点。なお、片池は水利用がないことから調査対象としない。
			調査期間等	水の濁り、水の汚れ 富栄養化 4 季 ダイオキシン類 その他の化学物質 1 回	水の濁り、水の汚れ 富栄養化 季節変動を勘案して、4 季とする。 ダイオキシン類 その他の化学物質 現状における有害物質による汚染の有無を 1 回確認する。

備考）河川及び水路の分布状況、利水状況、公共下水道の整備状況、土地利用については、「第 4 章 地域環境の特性」及び資料編「地域環境の概況」に示す。

表 4-8 (1) 地下水の調査手法 (地下水の流れ)

項目		影響要因	調査手法		選定理由
環境要素					
地下水	地下水の流れ	最終処分場の存在 (地形の改変)	調査すべき情報	地下水の状況 地下水の水位及び流動 地質の状況 地質構造 地下水の利用状況 井戸の分布及び利用状況	地下水の状況、地質の状況 地下水の存在形態を把握するため、地下水位、流向・流速及び地質の状況を調査する。 水利用 生活環境の影響を受ける対象となる井戸の分布を把握するとともに、その利用状況を調査する。
			調査の基本的な手法	地下水の状況 ボーリングの 既存資料調査及び現地調査 。地下水位は水位計による計測、流況 (流向・流速) は熱量法等による。 地質の状況 ボーリングの 既存資料調査及び現地調査 地下水の利用状況 井戸分布： 既存資料調査 井戸の利用状況： アンケート調査	地下水の状況、地質の状況 地下水位と地質の状況は、事業予定区域周辺の既存のボーリング資料を活用するとともに、追加のボーリング調査の実施により把握する。流況については、既存データがないことから、現地調査を行う。 地下水の利用状況 井戸分布は、大野城市が所有している資料を引用する。利用状況については、情報が無いことから、アンケート調査を実施する。
			調査地域	事業予定区域から 約 300m の範囲 (図 4.2-4)	砂礫層相当の地層の場合、地下水調査範囲の例として、150~300m が示されている ³⁾ 。また、尾根や河川の状況を勘案して設定した。
			調査地点	地下水の状況 現地調査： 3 地点 (図 4.2-4) 既存資料調査：34 地点 地質の状況 同上 地下水の利用状況 調査地域内の 民家井戸	地下水の状況、地質の状況 現地調査地点は、埋立区域と平地集落間の地下水の分布状況を把握するため、埋立予定区域内、その上流と下流、さらに平地集落との中間地点に設定 地下水の利用状況 すべての井戸を対象とする。
			調査期間等	地下水の状況 地下水位： 4 季 (各季 1 回以上) 流況 (流向・流速)： 1 回 地質の状況 1 回 地下水の利用状況 1 回	地下水の状況 地下水位：年間の変動を勘案して、4 季とする。 流況：一般に流向・流速の変動はほとんどないことから 1 回とする。 地質の流況 地質は変化しないため 1 回とする。 地下水の利用状況 最新の状況として 1 回とする。

³⁾ 「大気・水・環境負荷分野の環境影響評価技術 ()」 (平成 13 年) 大気・水・環境負荷分野の環境影響評価技術検討会

表 4-8(2) 地下水の調査手法（地下水の水質）

項目		環境要素	影響要因	調査手法	選定理由
地下水	地下水の水質				
地下水	地下水の水質	最終処分場の存在（地形の改変）	調査すべき情報	有害項目 カドミウム、PCB、ジクロロメタンなど有害化学物質 28 項目 ダイオキシン類 ダイオキシン類 その他の項目 pH、塩化物イオン、一般細菌、濁度など 12 項目及び電気伝導度	有害項目 「地下水の水質汚濁に係る環境基準」（平成 9 年、環境庁告示第 10 号）に掲げられる 28 項目 ダイオキシン類 「ダイオキシン類による水質汚濁（水底の底質の汚染を含む）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年、環境庁告示第 68 号） その他の項目 「福岡県飲用井戸等衛生対策実施要領」の改正について（平成 16 年、16 水整第 2 号）に掲げられる 12 項目、及び浸出水の漏洩の有無を監視する項目として電気伝導度
			調査の基本的な手法	有害項目 「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成 9 年環境庁告示第 10 号）の第 2 「地下水の水質の測定方法等」に準拠した 現地調査 （地下水の流れのボーリング観測孔を使用） ダイオキシン類 その他の項目 「水道法」（昭和 32 年、法律第 177 号）第 4 条第 2 網の規定に基づき、定められた「水質基準に関する省令」（平成 15 年厚労令第 101 号）に掲げられる方法に準拠した 現地調査	既存データがないことから、現地調査を行う。方法は、環境基準及び水道法水質基準と比較できるように公定法とする。
			調査地域	事業予定区域から 約 300m の範囲 （図 4-4 参照）	砂礫層相当の地層の場合、地下水掘削工事に伴う地下水調査範囲の例として、150～300m が示されている ³⁾ 。また、尾根や河川の状況を勘案して設定した。
			調査地点	【地下水観測孔】 3 地点 （図 4-4） 「地下水の流れ」と同一地点 【民家井戸】 代表井戸 10 地点 （図 4-4）	【地下水観測孔】 埋立区域の上流に 1 地点、下流に 2 地点設定 【民家井戸】 事業予定区域の周囲に分布する民家井戸から代表 10 地点を選定する。
			調査期間等	有害物質（28 項目） 1 回 ダイオキシン類 2 季 その他の項目（12+1 項目） 4 季	有害項目 28 項目 有害物質の有無を 1 回確認する。 ダイオキシン類 豊水時と渇水時の 2 回とする。 その他の項目 降水量等による年間の変動を勘案して、4 季とする。

³⁾ 「大気・水・環境負荷分野の環境影響評価技術（ ）」（平成 13 年）大気・水・環境負荷分野の環境影響評価技術検討会

表 4-9 土壌の調査手法

項目		影響要因	調査手法	選定理由	
環境要素					
土壌環境	土壌	(現状把握のための調査のみを行う)	調査すべき情報	<p>ダイオキシン類 土壌に含まれるダイオキシン類 その他の化学物質 カドミウム、PCB、ふっ素など有害物質 27 項目</p>	<p>ダイオキシン類 「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質汚染を含む)及び土壌汚染に係る環境基準について」(平成 11 年環境庁告示第 68 号) その他の化学物質 「土壌汚染に係る環境基準」(平成 3 年、環境庁告示第 46 号)の項目</p>
			調査の基本的な手法	<p>ダイオキシン類 「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」(平成 20 年、環境省)に準拠した 5 地点混合方式による現地調査 その他の化学物質 「土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針運用基準」(平成 11 年、環境庁)に準拠した 5 地点混合方式による現地調査</p>	<p>ダイオキシン類 同上 その他の化学物質 同上</p>
			調査地域	事業予定区域の敷地境界付近 (図 4-1)	事業予定地付近の現状把握のため。
			調査地点	<p>ダイオキシン類、その他の化学物質 4 地点 (図 4-1)</p>	事業予定区域の敷地境界付近から土地利用等を勘案して設定
			調査期間等	<p>ダイオキシン類、その他の化学物質 1 回</p>	土壌に含まれる有害化学物質の状況に季節的な変化はないことから 1 回とする。

表 4-10 動物の調査手法

項目		影響要因	調査手法	選定理由	
環境要素					
動物	重要な種及び注目すべき生息地	造成等の施工・最終処分場の存在（地形の改変）	調査すべき情報	<p>動物相の状況</p> <p>陸生動物（哺乳類、鳥類、は虫類、両生類、昆虫類）の生息状況</p> <p>重要な種の状況</p> <p>重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>注目すべき生息地の状況</p> <p>注目すべき生息地の分布、当該生息地における種の生息の状況及び生息環境の状況</p>	<p>動物相の状況</p> <p>事業予定区域及びその周辺に生息すると考えられる哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類及び昆虫類の生息状況を把握する。</p> <p>重要な種の状況</p> <p>学術上又は希少性の観点から重要な種を保全するため、その生息状況を把握する。</p> <p>注目すべき生息地の状況</p> <p>湿地、洞窟など動物にとって注目すべき生息地の状況を把握する。</p>
			調査の基本的な手法	<p>動物相の状況</p> <p>以下に示す現地調査による。</p> <p>【哺乳類】</p> <p>フィールドサイン法、バットディテクター法、トラップ法、無人撮影法</p> <p>【鳥類】</p> <p>ルートセンサス法、定点センサス法</p> <p>【爬虫類、両生類】</p> <p>現地確認法、鳴き声法</p> <p>【昆虫類、クモ類】</p> <p>見つけ採り、スィーピング法、ビーディング法、ライトトラップ法、ベイトトラップ法</p> <p>重要な種の状況</p> <p>文献その他の資料による情報の収集及び上記現地調査</p> <p>注目すべき生息地の状況</p> <p>同上</p>	<p>動物相の状況</p> <p>各動物群の生息状況を適切かつ効果的に把握できる手法</p> <p>重要な種の状況</p> <p>文献等の既存資料による知見を踏まえた現地調査</p> <p>注目すべき生息状況</p> <p>同上</p>
			調査地域	<p>事業予定区域から 200m の範囲</p> <p>（図 4-1）</p>	<p>事業の実施により生息地が消失する範囲及び生息環境が変化する範囲、また、生息地又は移動経路等が分断される範囲¹⁾。</p>
			調査地点	<p>調査ルート・地点は、各動物群の生息の特性を踏まえて、必要な情報を適切かつ効果的に把握できる箇所とする。</p>	<p>調査ルート、トラップの設置箇所等の詳細は、植生、土地利用等を踏まえて設定する。なお、川久保川は重機が入り、適宜、河床に堆積した土砂を浚渫している。またそれ以外の水路は、大部分が暗渠の三面側溝であるため、調査対象としない。</p>
			調査期間等	<p>動物相の状況</p> <p>【哺乳類、鳥類】</p> <p>4季</p> <p>【爬虫類、昆虫類、クモ類】</p> <p>3季（冬季を除く）</p> <p>【両生類】</p> <p>3季（夏季、秋季、早春季）</p> <p>重要な種の状況、注目すべき生息地の状況</p> <p>同上</p>	<p>動物相の状況</p> <p>各動物群の生息状況を適切かつ効果的に把握できる時期</p> <p>重要な種の状況、注目すべき生息地の状況</p> <p>同上</p>

1) 「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」（平成 11 年）建設省都市局都市計画課監修

表 4-11 植物の調査手法

項目		環境要素	影響要因	調査手法	選定理由
植物	重要な種及び群落				
植物	重要な種及び群落	造成等の施工・最終処分場の存在（地形の改変）	調査すべき情報	植物相及び植生の状況 種子植物、シダ植物の植物相及び植生 重要な種及び群落の状況 重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況	植物相及び植生の状況 事業予定区域及びその周辺の林地に生育すると考えられる種子植物とシダ植物の生育状況を把握する。 重要な種及び群落の状況 学術上又は希少性の観点から重要な種を保全するため、その生育状況を把握する。
			調査の基本的な手法	植物相及び植生の状況 【植物相】 現地踏査 を行い、出現した植物の種名を記録するとともに、必要に応じて生育状況を記入する。 【植生（群落）】 空中写真の判読及び現地踏査 を行い、植生を相観により区分し、現存植生図を作成する。また、竹林や常緑広葉樹二次林、スギ・ヒノキ植林等の計10地点において、各群落の典型的な発達が見られる箇所を選定し、群落組成調査（コドラート調査）を行う。 重要な種及び群落の状況 文献その他の資料による情報の収集及び上記現地調査	植物相及び植生の状況 各植物群の生育状況を適切かつ効果的に把握できる手法 重要な種及び群落の状況 文献等の既存資料による知見を踏まえた現地調査
			調査地域	事業予定区域から 200m の範囲 (図 4-1)	事業の実施により生育地が消失する範囲及び生育環境が変化する範囲 ¹⁾
			調査地点	調査ルート・地点は、植物相及び植生の特性を踏まえて、必要な情報を適切かつ効果的に把握できる箇所とする。	調査ルート、コドラートの設置箇所は、現地踏査を踏まえて設定する。
			調査期間等	植物相及び植生の状況 【植物相】 3季 （冬季を除く） 【植生】 1季 （秋季） 重要な種及び群落の状況 同上	植物相及び植生の状況 植物相は、生育種により開花、結実の時期が異なることから、植物相を適切に把握するため、3季とした。植生は、1回で把握できることから最も効果的な秋季のみとした。 重要な種及び群落の状況 同上

¹⁾ 「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」（平成11年）建設省都市局都市計画課監修

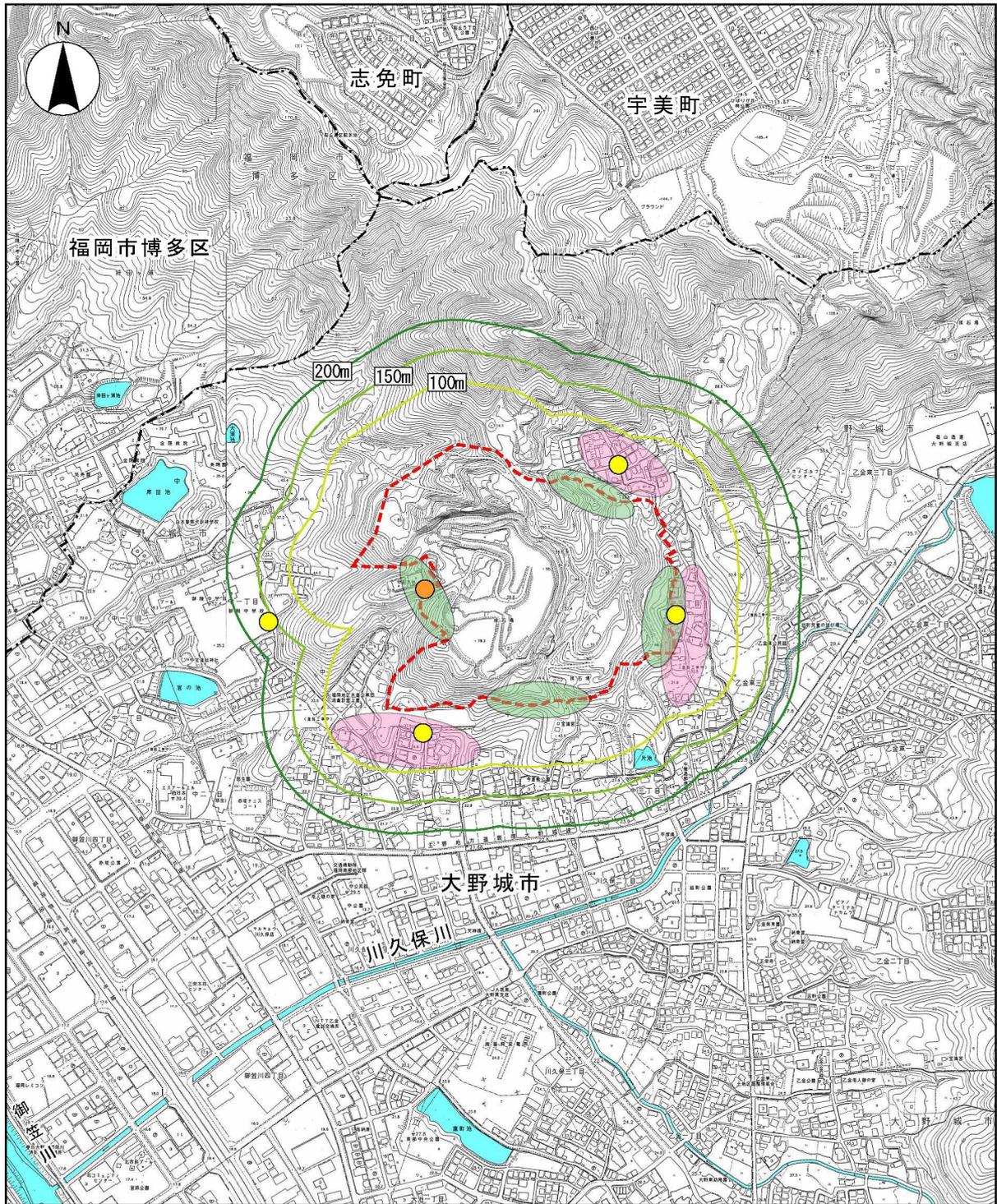
表 4-12 生態系の調査手法

項目		影響要因	調査手法	選定理由	
環境要素					
生態系	地域を特徴づける生態系	造成等の施工・最終処分場の存在（地形の改変）	調査すべき情報	<p>動植物その他の自然環境の状況 動物相及び植物相の構成、それらの生息基盤の状況 注目種の状況 上位性（モズ）、典型性（低木・林縁環境を生息場とする鳥類）の観点から選定した注目種の生息環境の状況、生態、生活史、他の動植物との関係</p>	<p>動植物その他の自然環境の状況 生態系とは、あるまとまりをもった地域の中で成り立っている、生物とそれを取り巻く環境の相互関係である。それらの構成要素を把握する。 注目種の状況 地域の生態系を代表する上位性、典型性の観点から注目される種の生息・生育状況を把握する。 なお、既存資料調査によると、特殊性の観点から注目される種は生息していないと考えられるが、調査の結果、該当する種が確認された場合には、あらためて選定する。</p>
			調査の基本的な手法	<p>動植物その他の自然環境の状況 文献その他の資料による情報の収集及び動物、植物の現地調査結果の引用 注目種の状況 同上</p>	<p>動植物その他の自然環境の状況 文献等の既存資料による知見を踏まえた現地調査 注目種の状況 同上</p>
			調査地域	<p>事業予定区域から 200m の範囲 (図 4-1)</p>	<p>事業の実施により生息地が消失する範囲及び生息環境が変化する範囲</p>
			調査地点	<p>調査ルート・地点は、注目種の特性を踏まえて、必要な情報を適切かつ効果的に把握できる箇所</p>	<p>調査ルート、トラップの設置箇所等の詳細は、植生、土地利用等を踏まえて設定する。</p>
			調査期間等	<p>動植物その他の自然環境の状況 4季 注目種の状況 同上</p>	<p>注目種を予測及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>

表 4-13 景観の調査手法

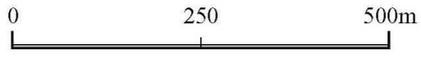
項目		影響要因	調査手法		選定理由
環境要素					
景観	主要な眺望点及び景観資源、並びに主要な眺望景観	最終処分場の存在（地形の改変）	調査すべき情報	主要な眺望点 主要な眺望点の分布及び利用状況 主要な眺望景観 主要な眺望景観の状況	主要な眺望点 地域環境調査の結果、事業予定区域周辺には主要な眺望地点が存在していることから、その分布及び利用状況を把握する。 主要な眺望景観 主要な眺望景観の状況を把握する。
			調査の基本的な手法	主要な眺望点 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 主要な眺望景観 文献その他の資料及び現地調査(写真撮影)による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析	既存資料及び現地調査の両方から、予測及び評価を行うために必要な情報を適切かつ効果的に把握する。 主要な眺望景観だけでなく、周辺集落からの身近な景観（囲繞景観）についても対象とする。
			調査地域	事業予定区域から 3km の範囲	対象全体の形態が捉えやすく、対象が景観の主体となる中景の領域 ¹⁾
			調査地点	事業予定地を望むことができきる主要な眺望点（図 4-5） ・井野山 ・川久保川遊歩道 ・東部中央公園 ・光ヶ丘近隣公園 ・大野城総合運動公園	事業予定区域を望むことができる主要な眺望点とする。川久保川遊歩道については、主要な眺望点ではないが、人と自然との触れ合い活動の場になっていることから、地域の身近な景観として選定する。
			調査期間等	主要な眺望点 1回（秋季） 主要な眺望景観 同上	地域環境調査の結果、主要な眺望景観には季節的な特徴がないことから、眺望性が良好な秋季の1回とする。

¹⁾ 「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」（平成 11 年）建設省都市局都市計画課監修



- 事業予定区域
- 粉じん、騒音、振動、
悪臭、風向・風速（敷地境界：1地点）
- 粉じん（周辺集落：4地点）
- 騒音・振動、悪臭（周辺集落：3地点）
- 土壌（敷地境界付近：4地点）

注）周辺集落の騒音・振動、悪臭は、図中に示す範囲内からそれぞれ適地を選定する。



凡例	敷地境界からの距離	調査等を行う項目
—	100m	騒音、振動
—	150m	粉じん、悪臭、土壌
—	200m	動物、植物、生態系

図 4-1 粉じん、騒音、振動、悪臭、土壌、風向・風速の調査地点・範囲

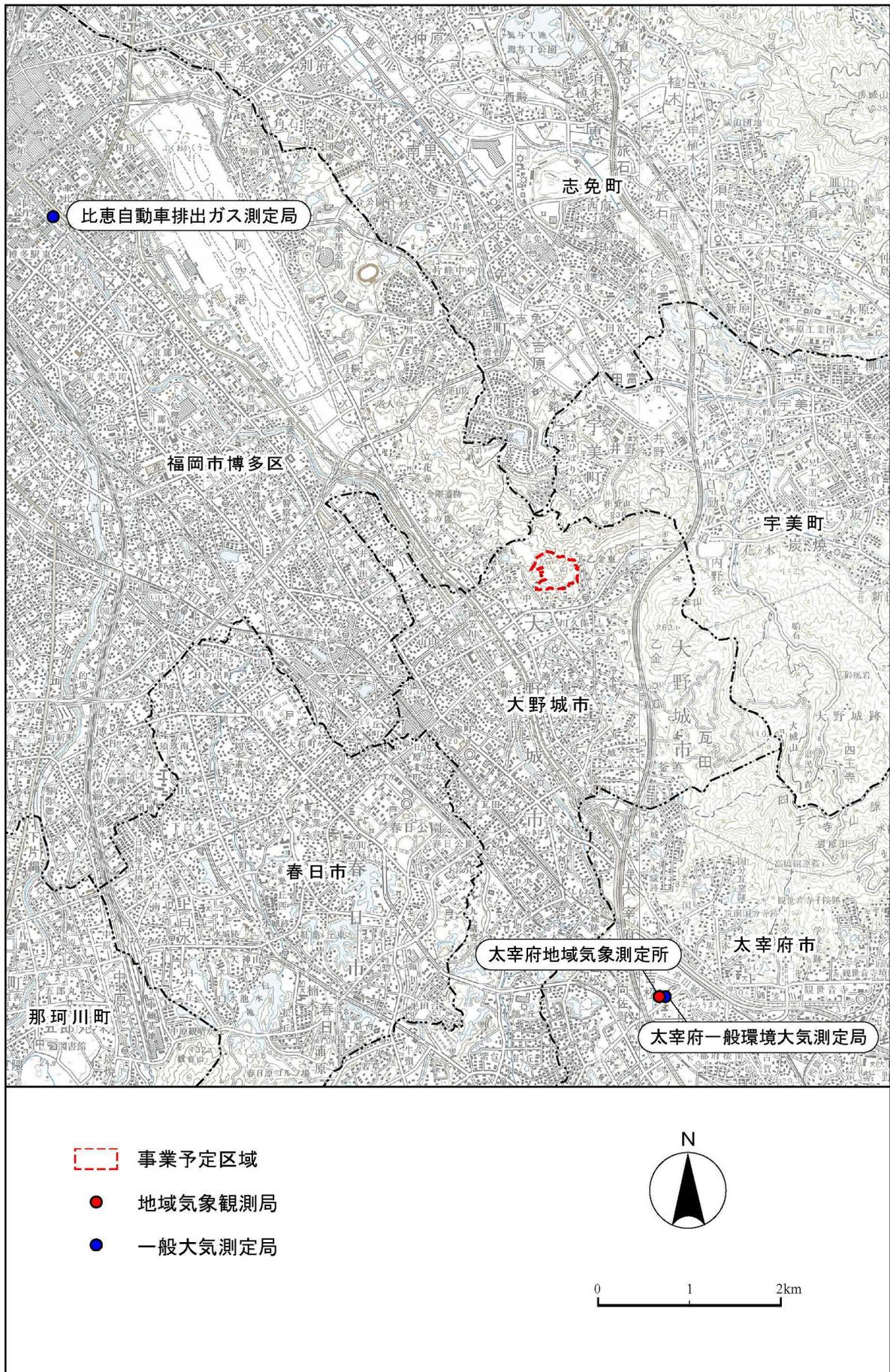


図 4-2 大気質の既存調査地点

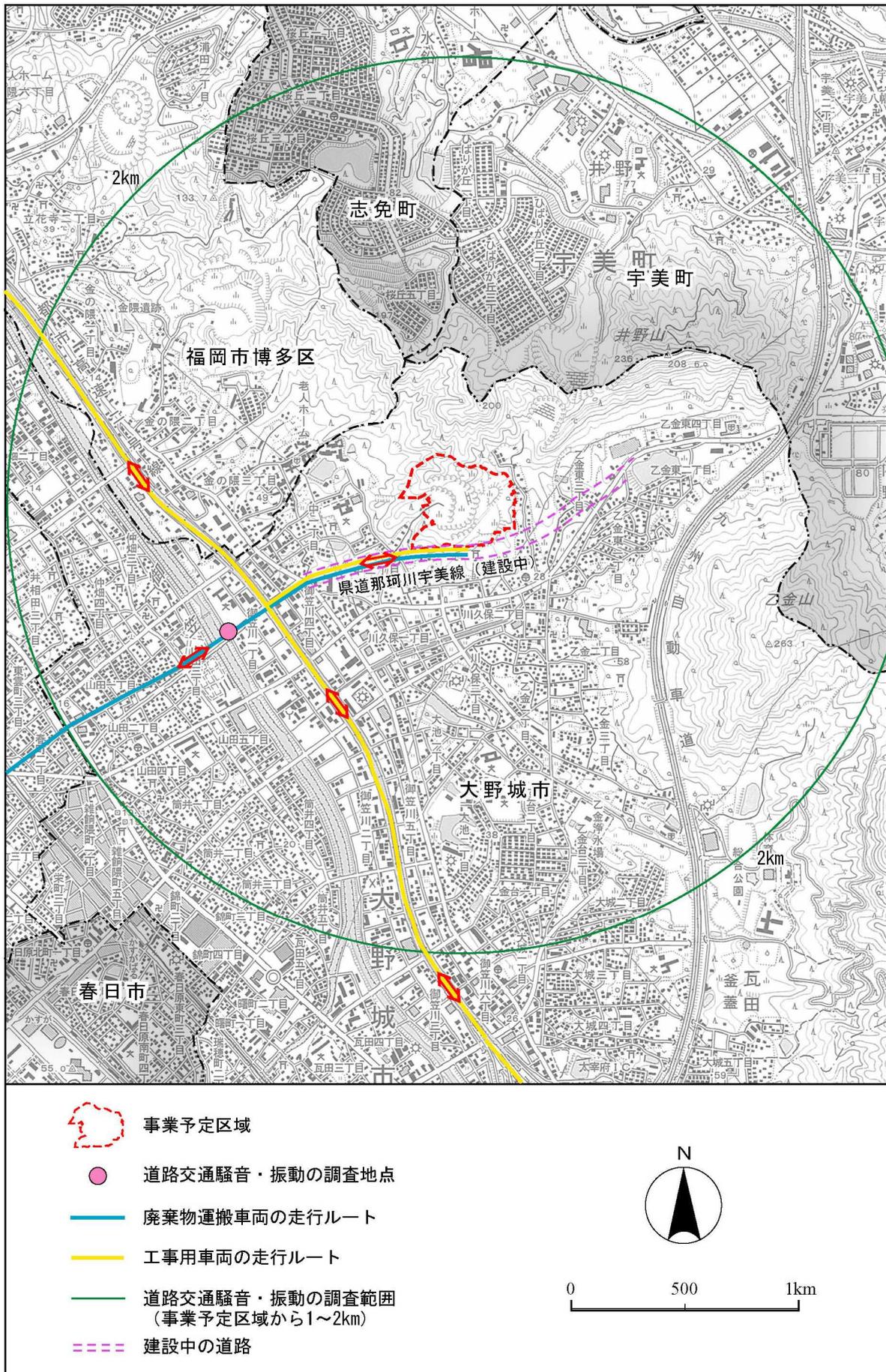
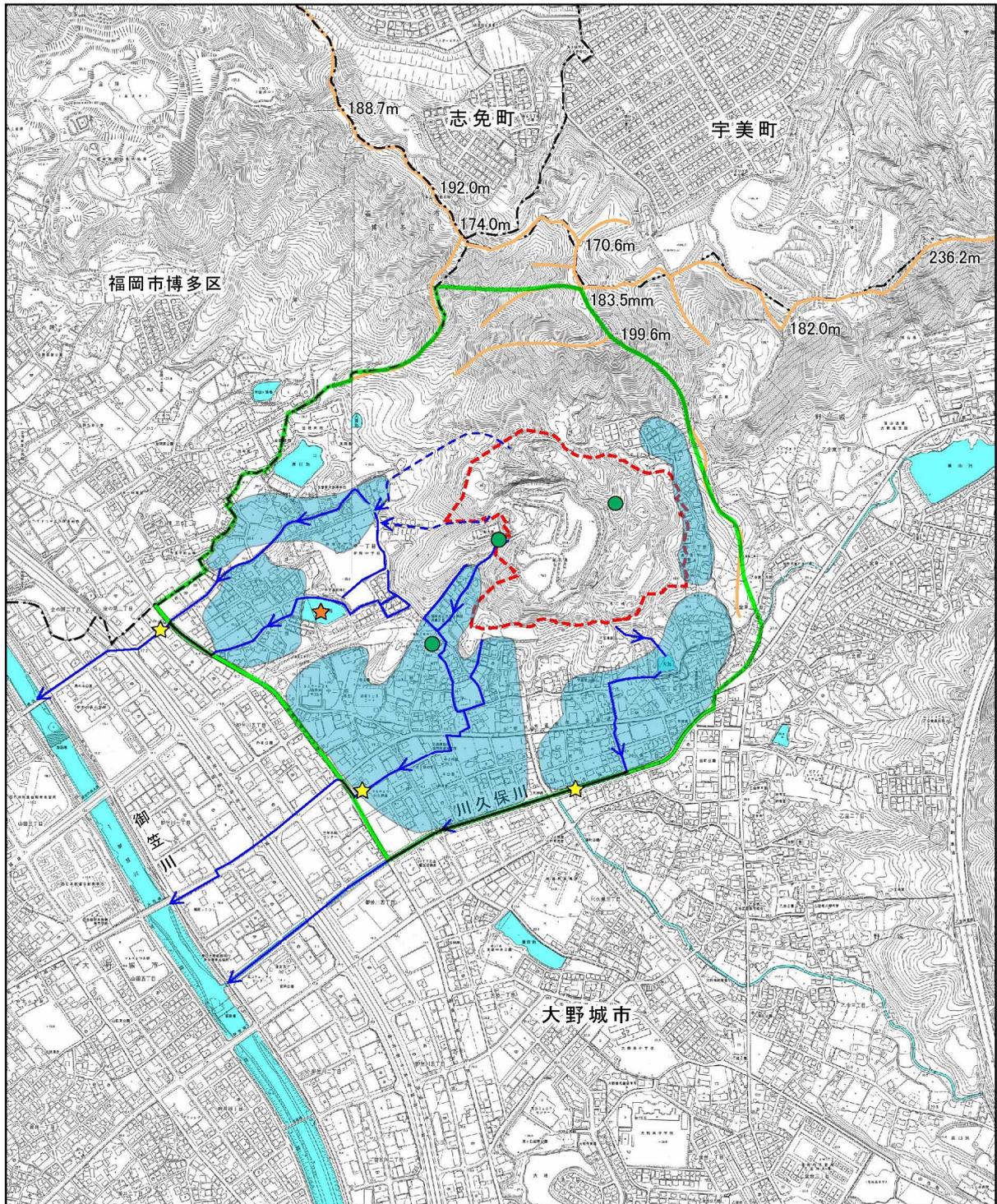


図 4-3 道路交通騒音・振動の調査地点



事業予定区域

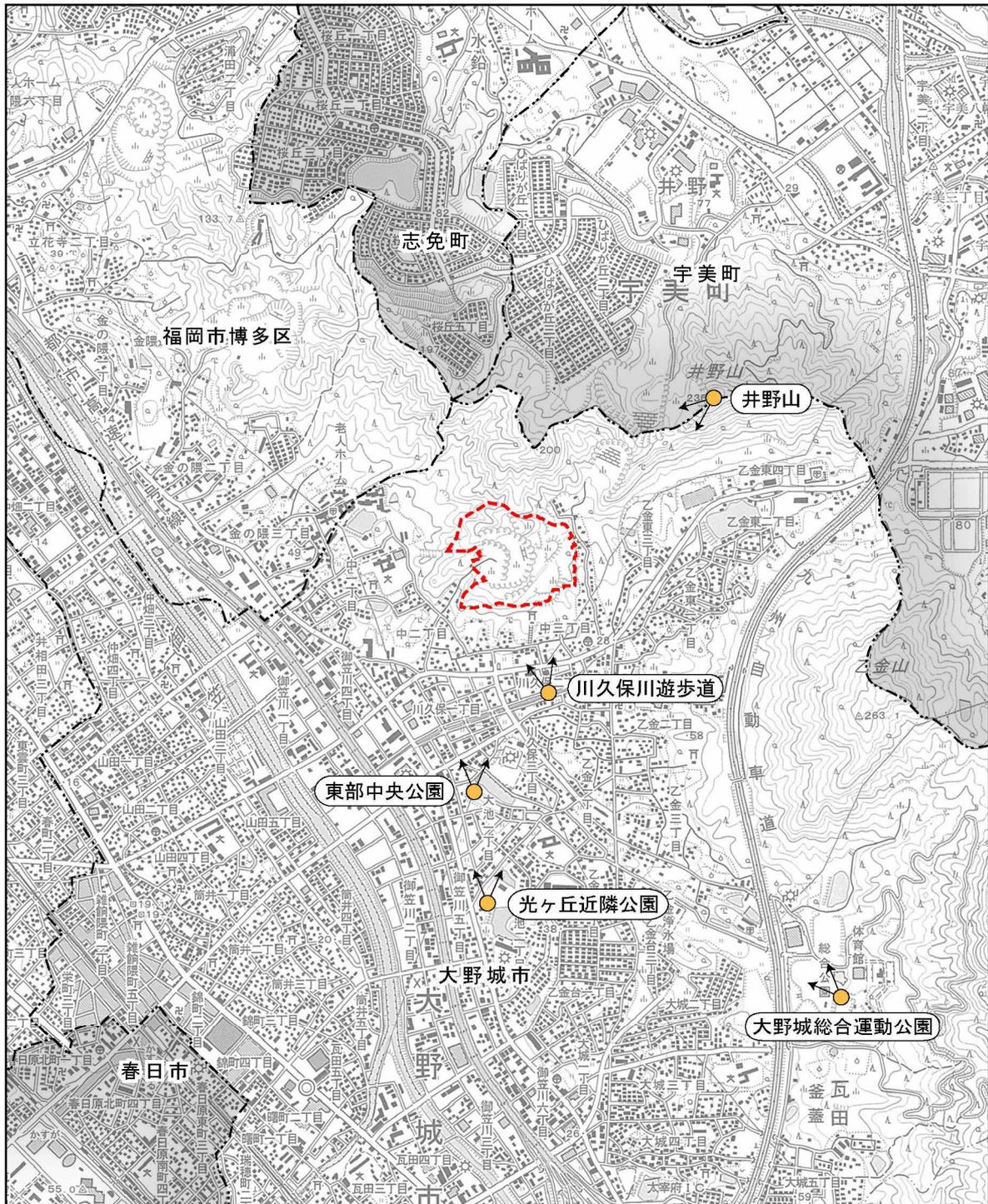
- ★ 水質（河川または水路：3地点）
- ★ 水質（ため池：1地点）
- 地下水の水質、流向・流速（観測井：3地点）
- 地下水の水質（民家井戸：5エリア×2地点）

0 250 500m



- ← 雨水排水経路
- 尾根（稜線）※線上の数字は標高
- 地下水の調査対象範囲（事業予定区域から約300m）

図 4-4 水質、地下水の調査地点・範囲



 事業予定区域

 主要な眺望景観（5地点）



0 500 1km

注) 調査範囲は、尾根(稜線)より事業予定区域側とする。

図 4-5 景観の調査地点

4.3 予測の手法

予測の手法を表 4-14～表 4-25 に示す。

予測の手法は、以下の環境影響評価に関する指針、技術マニュアル等を参考にしながら選定した。

- 1) 「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」(平成 18 年、環境省)
- 2) 「福岡県環境影響評価技術指針」(平成 21 年、福岡県告示第 1100 号)
- 3) 「廃棄物最終処分場環境影響評価マニュアル」(平成 11 年、財団法人廃棄物研究財団)
- 4) 「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」(平成 11 年、建設省都市局都市計画課監修)

表 4-14 (1) 大気質（粉じん）の予測手法（工事中）

項目		影響要因	予測手法		選定理由
環境要素			予測項目		
大気質	粉じん	造成等の施工	予測項目	粉じんの発生の程度	技術指針 ¹⁾ に示された方法であり、粉じんの環境保全措置を考慮した定性的な予測とした。
			予測の基本的な手法	類似事例の引用及び地域の気象特性を踏まえた上で、粉じんについての環境保全措置を考慮した 定性的な予測 とする。	
			予測地域	調査地域と同様に、事業予定区域から 150m の範囲とする。	予測地域は調査地域と同一とする。また、予測対象時期は最大影響時とした。
			予測地点	粉じんによる環境影響を的確に把握できる地点とする。	
			予測対象時期等	工事による粉じんに係る環境影響が最大となる造成工事が行われる時期とする。	

表 4-14(2) 大気質（粉じん）の予測手法（存在供用時）

項目		影響要因	予測手法		選定理由
環境要素			予測項目		
大気質	粉じん	埋立作業	予測項目	粉じんの発生の程度	技術指針 ¹⁾ に示された方法であり、粉じんの環境保全措置を考慮した定性的な予測とした。
			予測の基本的な手法	環境保全措置を考慮した 定性的な予測 とする。	
			予測地域	調査地域と同様に、事業予定区域から 150m の範囲とする。	予測地域は調査地域と同一とする。また、埋立作業は一定であることから、予測対象時期は定常的な状態となる時期とした。
			予測地点	粉じんによる環境影響を的確に把握できる地点とする。	
			予測対象時期等	埋立処分場の供用が定常的な状態となる時期とする。	

表 4-15 大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）の予測手法（存在供用時）

項目		影響要因	予測手法		選定理由
環境要素			予測項目		
大気質	二酸化窒素、浮遊粒子状物質	廃棄物運搬車両の走行	予測項目	二酸化窒素、浮遊粒子状物質の寄与濃度の程度	技術指針 ¹⁾ に示された方法であり、環境影響評価において、一般的に用いられている手法であることから選定した。
			予測の基本的な手法	ブルーム式を用いた拡散計算による 定量的な予測 とする。	
			予測地域	調査地域と同様に、事業予定区域から 5～7km の範囲とする。	予測地域は調査地域と同一とする。また、廃棄物運搬車両の走行台数は一定である。
			予測地点	廃棄物運搬車両のアクセス道路の道路端とする。	
			予測対象時期等	埋立処分場の供用が定常的な状態となる時期とする。	

1) 「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成 18 年、環境省）

表 4-16 (1) 騒音の予測手法（工事中）

項目		影響要因	予測手法		選定理由
環境要素	騒音		予測項目	予測の基本的な手法	
騒音	騒音	建設機械の稼働・工事用車両の走行	<p>【建設機械の稼働】 特定建設作業の規制に関する基準に示される騒音レベル</p> <p>【工事関係車両の走行】 等価騒音レベル（L_{Aeq}）</p>		<p>技術指針¹⁾に示された方法であり、環境影響評価において、一般的に用いられている手法であることから選定した。</p>
			<p>【建設機械の稼働】 （社）日本音響学会が提案した ASJ CN-Model 2007 による定量的な予測とする。</p> <p>【工事関係車両の走行】 （社）日本音響学会が提案した ASJ RTN-Model 2008 による定量的な予測とする。</p>		
			<p>【建設機械の稼働】 調査地域と同様に、事業予定区域から 100m の範囲とする。</p> <p>【工事関係車両の走行】 調査地域と同様に、事業予定区域から 1～2km のアクセス道路とする。</p>	<p>予測地域は調査地域と同一とする。また、予測対象時期は最大影響時とした。</p>	
			<p>【建設機械の稼働】 事業予定区域の敷地境界とする。</p> <p>【工事関係車両の走行】 事業予定区域から 1～2km のアクセス道路のうち、騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点とする。</p>		
			<p>【建設機械の稼働】 建設機械の稼働台数が最大となる時期または影響対象となる周辺集落の近傍で工事が実施される時期とする。</p> <p>【工事用車両の走行】 工事用車両の走行台数が最大となる時期とする。</p>		

1) 「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成 18 年、環境省）

表 4-16(2) 騒音の予測手法（存在供用時）

項 目		予測手法	選定理由		
環境要素	影響要因				
騒音	埋立作業・浸出液処理施設の稼働・廃棄物運搬車両の走行	予測項目	<p>【埋立作業】 特定建設作業の規制に関する基準に示される振動レベル</p> <p>【浸出液処理施設の稼働】 特定工場等の規制に関する基準に示される騒音レベル</p> <p>【廃棄物運搬車両の走行】 等価騒音レベル (L_{Aeq})</p>	<p>技術指針¹⁾に示された方法であり、環境影響評価において、一般的に用いられている手法であることから選定した。</p>	
		予測の基本的な手法	<p>【埋立作業】 (社)日本音響学会が提案した ASJ CN-Model 2007 による<u>定量的な予測</u>とする。</p> <p>【浸出液処理施設の稼働】 同種の既存事例からの推定とする。</p> <p>【廃棄物運搬車両の走行】 (社)日本音響学会が提案した ASJ RTN-Model 2008 による<u>定量的な予測</u>とする。</p>		
		予測地域	<p>【埋立作業】 調査地域と同様に、事業予定区域から 100m の範囲とする。</p> <p>【浸出液処理施設の稼働】 調査地域と同様に、事業予定区域から 100m の範囲とする。</p> <p>【廃棄物運搬車両の走行】 調査地域と同様に、事業予定区域から 1～2km のアクセス道路とする。</p>		<p>予測地域は調査地域と同一とする。また、埋立作業及び廃棄物運搬車両の走行台数は一定(10台/日)であることから、予測対象時期は定常的な状態となる時期とした。</p>
		予測地点	<p>【埋立作業】 予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点とする。</p> <p>【浸出液処理施設の稼働】 予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点とする。</p> <p>【廃棄物運搬車両の走行】 事業予定区域から 1～2km のアクセス道路において、騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点とする。</p>		
		予測対象時期等	<p>【埋立作業】 埋立作業機械の稼働が定常的な状態となる時期とする。</p> <p>【浸出液処理施設の稼働】 施設の稼働が定常的な状態となる時期とする。</p> <p>【廃棄物運搬車両の走行】 施設の稼働と廃棄物の運搬が定常的な状態となる時期とする。</p>		

1) 「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」(平成 18 年、環境省)

表 4-17 (1) 振動の予測手法（工事中）

項目		影響要因	予測手法		選定理由	
環境要素						
振動	振動	建設機械の稼働・工事用車両の走行	予測項目	<p>【建設機械の稼働】 特定建設作業の規制に関する基準に示される振動レベル</p> <p>【工事関係車両の走行】 振動レベル (L₁₀)</p>	<p>技術指針¹⁾に示された方法であり、環境影響評価において、一般的に用いられている手法であることから選定した。</p>	
			予測の基本的な手法	<p>【建設機械の稼働】 点振動源からの距離減衰の伝搬理論式を用いた定量的な予測を行う。</p> <p>【工事関係車両の走行】 振動レベルの 80%レンジの上端値を予測するための式を用いた定量的な予測とする。</p>		
			予測地域	<p>【建設機械の稼働】 調査地域と同様に、事業予定区域から 100m の範囲とする。</p> <p>【工事関係車両の走行】 調査地域と同様に、事業予定区域から 1～2km のアクセス道路とする。</p>		<p>予測地域は調査地域と同一とする。また、予測対象時期は最大影響時とした。</p>
			予測地点	<p>【建設機械の稼働】 事業予定区域の敷地境界とする。</p> <p>【工事関係車両の走行】 事業予定区域から 1～2km のアクセス道路において、振動に係る環境影響を的確に把握できる地点の道路端とする。</p>		
			予測対象時期等	<p>【建設機械の稼働】 建設機械の稼働台数が最大となる時期または影響対象となる周辺集落の近傍で工事が実施される時期とする。</p> <p>【工事用車両の走行】 工事用車両の走行台数が最大となる時期とする。</p>		

1) 「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成 18 年、環境省）

表 4-17(2) 振動の予測手法（存在供用時）

項目		影響要因	予測手法		選定理由	
環境要素						
振動	振動	埋立作業・浸出液処理施設の稼働・廃棄物運搬車両の走行	予測項目	<p>【埋立作業】 特定建設作業の規制に関する基準に示される振動レベル</p> <p>【浸出液処理施設の稼働】 特定工場等の規制に関する基準に示される振動レベル</p> <p>【廃棄物運搬車両の走行】 振動レベル（L₁₀）</p>	技術指針 ¹⁾ に示された方法であり、環境影響評価において、一般的に用いられている手法であることから選定した。	
			予測の基本的な手法	<p>【埋立作業】 点振動源からの距離減衰の伝搬理論式を用いた定量的な予測を行う。</p> <p>【浸出液処理施設の稼働】 同種の既存事例からの推定とする。</p> <p>【廃棄物運搬車両の走行】 振動レベルの80%レンジの上端値を予測するための式を用いた定量的な予測とする。</p>		
			予測地域	<p>【埋立作業】 調査地域と同様に、事業予定区域から100mの範囲とする。</p> <p>【浸出液処理施設の稼働】 調査地域と同様に、事業予定区域から100mの範囲とする。</p> <p>【廃棄物運搬車両の走行】 調査地域と同様に、事業予定区域から1～2kmのアクセス道路とする。</p>		予測地域は調査地域と同一とする。また、埋立作業及び廃棄物運搬車両の走行台数は一定（10台/日）であることから、予測対象時期は定常的な状態となる時期とした。
			予測地点	<p>【埋立作業】 予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点とする。</p> <p>【浸出液処理施設の稼働】 予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点とする。</p> <p>【廃棄物運搬車両の走行】 事業予定区域から1～2kmのアクセス道路において、振動に係る環境影響を的確に把握できる地点の道路端とする。</p>		
			予測対象時期等	<p>【埋立作業】 埋立作業機械の稼働が定常的な状態となる時期とする。</p> <p>【浸出液処理施設の稼働】 施設の稼働が定常的な状態となる時期とする。</p> <p>【廃棄物運搬車両の走行】 施設の稼働と廃棄物の運搬が定常的な状態となる時期とする。</p>		

1) 「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成18年、環境省）

表 4-18 悪臭の予測手法（存在供用時）

項目		予測手法		選定理由
環境要素	影響要因			
悪臭	廃棄物の存在	予測項目	悪臭の変化の程度	技術指針 ¹⁾ に示された方法であり、環境影響評価において、一般的に用いられている手法であることから選定した。
		予測の基本的な手法	既存事例や埋立廃棄物の性状等を考慮した 定性的な予測 とする。	
		予測地域	調査地域と同様に、事業予定区域から150mの範囲とする。	
		予測地点	悪臭に係る環境影響を的確に把握できる地点とする。	
		予測対象時期等	処分場の供用が定常的な状態となる時期とする。	

1) 「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成18年、環境省）

表 4-19 水質の予測手法（工事中）

項目		予測手法		選定理由	
環境要素	影響要因				
水質	水の濁り	造成等の施工	予測項目	浮遊物質（SS）	技術指針 ²⁾ 及び技術マニュアル ^{3,4)} に示された方法であり、環境影響評価において、一般的に用いられている手法であることから選定した。
			予測の基本的な手法	事業予定区域からの浮遊物質は、原単位法により予測する。河川（水路）及び溜池については、単純混合式を用いた理論計算による 定量的な予測 とする。	
			予測地域	調査地域と同様に、御笠川に合流するまでの雨水排水経路の河川（水路）及び溜池とする。	
			予測地点	雨水を排水する地点（調整池出口）及び河川または水路、溜池とする。	
			予測対象時期等	造成裸地面積が最も大きくなる時期とする。	

2) 「福岡県環境影響評価技術指針」（平成21年、福岡県告示第1100号）

3) 「廃棄物最終処分場環境影響評価マニュアル」（平成11年、財団法人廃棄物研究財団）

4) 「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」（平成11年、建設省都市局都市計画課監修）

表 4-20 (1) 地下水の流れの予測手法（存在供用時）

項目		影響要因	調査手法		選定理由
環境要素					
地下水	地下水の流れ	最終処分場の存在（地形の改変）	予測項目	地下水位の変化の程度	技術指針 ¹⁾ に示された方法である。事業予定区域が採石場跡地であり、地形の改変、雨水の地下浸透量の変化がほとんどないことから、定性的な手法とした。
			予測の基本的な手法	地形地質及び地下水の流れの状況を踏まえた事業計画の重ね合わせによる 定性的な予測 とする。	
			予測地域	調査地域と同様に、事業予定区域から約 300m の範囲とする。	予測地域は調査地域と同一とする。また、影響最大時は地形の改変が完了した時期であることから、予測対象時期は供用が開始された時期とした。
			予測対象時期等	処分場の供用が開始された時期とする。	

1) 「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成 18 年、環境省）

表 4-20(2) 地下水の水質の予測手法（存在供用時）

項目		影響要因	予測手法		選定理由
環境要素					
地下水	地下水の水質	最終処分場の存在（地形の改変）	予測項目	地下水の水質の変化の程度	遮水工を施すことから、地下水の水質変化は基本的には起こらないため、定性的な予測手法とする。
			予測の基本的な手法	当該地の地盤の特性と施設の構造計画を踏まえた 定性的な予測 とする。	
			予測地域	調査地域と同様に、事業予定区域から約 300m の範囲とする。	予測地域は調査地域と同一とする。また、予測対象時期は存在供用時の全期間とする。
			予測対象時期等	処分場の存在供用時の全期間とする。	

表 4-21 (1) 動物の予測手法（工事中）

項目		影響要因	予測手法		選定理由
環境要素			予測項目		
動物	重要な種及び注目すべき生息地	造成等の施工	予測項目	動物の重要な種及び注目すべき生息地の変化の程度	技術指針 ²⁾ 及び技術マニュアル ^{3,4)} に示された方法であり、環境影響評価において、一般的に用いられている手法であることから選定した。
			予測の基本的な手法	動物の重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を踏まえた 事例の引用又は解析 とする。	
			予測地域	調査地域と同様に、事業予定区域から 200m の範囲とする。	
			予測対象時期等	工事が実施される全期間とする。	

2) 「福岡県環境影響評価技術指針」（平成 21 年、福岡県告示第 1100 号）

3) 「廃棄物最終処分場環境影響評価マニュアル」（平成 11 年、財団法人廃棄物研究財団）

4) 「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」（平成 11 年、建設省都市局都市計画課監修）

表 4-21(2) 動物の予測手法（存在供用時）

項目		影響要因	予測手法		選定理由
環境要素			予測項目		
動物	重要な種及び注目すべき生息地	最終処分場の存在（地形の改変）	予測項目	動物の重要な種及び注目すべき生息地の変化の程度	技術指針 ²⁾ 及び技術マニュアル ^{3,4)} に示された方法であり、環境影響評価において、一般的に用いられている手法であることから選定した。
			予測の基本的な手法	動物の重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を踏まえた 事例の引用又は解析 とする。	
			予測地域	調査地域と同様に、事業予定区域から 200m の範囲とする。	
			予測対象時期等	処分場の存在供用時の全期間とする。	

2) 「福岡県環境影響評価技術指針」（平成 21 年、福岡県告示第 1100 号）

3) 「廃棄物最終処分場環境影響評価マニュアル」（平成 11 年、財団法人廃棄物研究財団）

4) 「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」（平成 11 年、建設省都市局都市計画課監修）

表 4-22 (1) 植物の予測手法（工事中）

項目		影響要因	予測手法		選定理由	
環境要素			予測項目			
植物	重要な種及び注目すべき生育地	造成等の施工	予測項目	植物の重要な種及び注目すべき生育地の変化の程度	技術指針 ²⁾ 及び技術マニュアル ^{3,4)} に示された方法であり、環境影響評価において、一般的に用いられている手法であることから選定した。	
			予測の基本的な手法	植物の重要な種及び群落並びに注目すべき生育地について、分布又は生育環境の改変の程度を踏まえた 事例の引用又は解析 とする。		
			予測地域	調査地域と同様に、事業予定区域から 200m の範囲とする。		予測地域は調査地域と同一とする。また、予測対象時期は工事中の全期間とする。
			予測対象時期等	工事が実施される全期間とする。		

2) 「福岡県環境影響評価技術指針」（平成 21 年、福岡県告示第 1100 号）

3) 「廃棄物最終処分場環境影響評価マニュアル」（平成 11 年、財団法人廃棄物研究財団）

4) 「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」（平成 11 年、建設省都市局都市計画課監修）

表 4-22(2) 植物の予測手法（存在供用時）

項目		影響要因	予測手法		手法の選定理由	
環境要素			予測項目			
植物	重要な種及び注目すべき生育地	最終処分場の存在（地形の改変）	予測項目	植物の重要な種及び注目すべき生育地の変化の程度	技術指針 ²⁾ 及び技術マニュアル ^{3,4)} に示された方法であり、環境影響評価において、一般的に用いられている手法であることから選定した。	
			予測の基本的な手法	植物の重要な種及び群落並びに注目すべき生育地について、分布又は生育環境の改変の程度を踏まえた 事例の引用又は解析 とする。		
			予測地域	調査地域と同様に、事業予定区域から 200m の範囲とする。		予測地域は調査地域と同一とする。また、予測対象時期は存在供用時の全期間とする。
			予測対象時期等	処分場の存在供用時の全期間とする。		

2) 「福岡県環境影響評価技術指針」（平成 21 年、福岡県告示第 1100 号）

3) 「廃棄物最終処分場環境影響評価マニュアル」（平成 11 年、財団法人廃棄物研究財団）

4) 「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」（平成 11 年、建設省都市局都市計画課監修）

表 4-23 (1) 生態系の予測手法（工事中）

項目		影響要因	予測手法		手法の選定理由
環境要素					
生態系	地域を特徴づける生態系	造成等の施工	予測項目	注目種等の変化の程度	技術指針 ²⁾ 及び技術マニュアル ^{3,4)} に示された方法であり、環境影響評価において、一般的に用いられている手法であることから選定した。
			予測の基本的な手法	注目種等について、分布、生息環境の 改変の程度及び地域特性を踏まえた 事例の引用又は解析 とする。	
			予測地域	調査地域と同様に、事業予定区域から 200m の範囲とする。	予測地域は調査地域と同一とする。 また、予測対象時期は工事中の全期間とする。
			予測対象時期等	工事が実施される全期間とする。	

2) 「福岡県環境影響評価技術指針」（平成 21 年、福岡県告示第 1100 号）

3) 「廃棄物最終処分場環境影響評価マニュアル」（平成 11 年、財団法人廃棄物研究財団）

4) 「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」（平成 11 年、建設省都市局都市計画課監修）

表 4-23(2) 生態系の予測手法（存在供用時）

項目		影響要因	予測手法		手法の選定理由
環境要素					
生態系	地域を特徴づける生態系	最終処分場の存在（地形の改変）	予測項目	注目種等の変化の程度	技術指針 ²⁾ 及び技術マニュアル ^{3,4)} に示された方法であり、環境影響評価において、一般的に用いられている手法であることから選定した。
			予測の基本的な手法	注目種等について、分布、生息環境の 改変の程度及び地域特性を踏まえた 事例の引用又は解析 とする。	
			予測地域	調査地域と同様に、事業予定区域から 200m の範囲とする。	予測地域は調査地域と同一とする。 また、予測対象時期は存在供用時の 全期間とする。
			予測対象時期等	処分場の存在供用時の全期間とする。	

2) 「福岡県環境影響評価技術指針」（平成 21 年、福岡県告示第 1100 号）

3) 「廃棄物最終処分場環境影響評価マニュアル」（平成 11 年、財団法人廃棄物研究財団）

4) 「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」（平成 11 年、建設省都市局都市計画課監修）

表 4-24 景観の予測手法（存在供用時）

項目		影響要因	予測手法		手法の選定理由
環境要素			予測項目		
景観	主要な眺望景観	最終処分場の存在（地形の改変）	予測項目	主要な眺望景観の変化の程度	技術指針 ²⁾ 及び技術マニュアル ^{3,4)} に示された方法であり、環境影響評価において、一般的に用いられている手法であることから選定した。
			予測の基本的な手法	フォトモンタージュ法を用いて、眺望景観の変化を視覚的に表現する方法により変化の程度を定性的に予測する。	
			予測地域	調査地域と同様に、事業予定区域から3kmの範囲とする。	
			予測地点	次の4地点とする。 ・井野山 ・川久保川遊歩道 ・東部中央公園 ・大野城総合運動公園	
			予測対象時期等	埋立完了後、事業予定区域内の緑地が安定することが想定される時期とする。	

2) 「福岡県環境影響評価技術指針」（平成21年、福岡県告示第1100号）

3) 「廃棄物最終処分場環境影響評価マニュアル」（平成11年、財団法人廃棄物研究財団）

4) 「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」（平成11年、建設省都市局都市計画課監修）

表 4-25 廃棄物等の予測手法（工事中）

項目		影響要因	予測手法		手法の選定理由
環境要素			予測項目		
廃棄物等	建設工事に伴う副産物	造成等の施工	予測項目	事業特性を踏まえた建設副産物の種類毎の発生状況	技術指針 ²⁾ 及び技術マニュアル ^{3,4)} に示された方法であり、環境影響評価において、一般的に用いられている手法であることから選定した。
			予測の基本的な手法	建設工事に伴って発生する廃棄物の種類及び量を工事計画に基づき、発生原単位を用いて 定量的に予測 する。また、発生した廃棄物の種類ごとに処理・処分方法を示す。	
			予測地域	建設工事を行う事業予定区域とする。	
			予測対象時期等	工事が実施される全期間とする。	

2) 「福岡県環境影響評価技術指針」（平成21年、福岡県告示第1100号）

3) 「廃棄物最終処分場環境影響評価マニュアル」（平成11年、財団法人廃棄物研究財団）

4) 「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」（平成11年、建設省都市局都市計画課監修）

4.4 評価の手法

評価の手法は、以下の環境影響評価に関する指針、技術マニュアル等を参考に、以下の方針により行う。

- 1) 「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」(平成18年、環境省)
- 2) 「福岡県環境影響評価技術指針」(平成21年、福岡県告示第1100号)
- 3) 「廃棄物最終処分場環境影響評価マニュアル」(平成11年、財団法人廃棄物研究財団)
- 4) 「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」(平成11年、建設省都市局都市計画課監修)

回避又は低減に係る評価

調査及び予測の結果、環境保全対策の検討結果を踏まえ、事業の実施による環境影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減され、必要に応じてその他の方法により環境保全についての配慮が適性になされていること。

基準又は目標との整合性の検討

国、福岡県及び大野城市の基準又は目標が示されている場合は、これらの基準又は目標と調査及び予測結果との間に整合が図られていること。

項目ごとの評価の手法は、表4-26～表4-27に示すとおりである。

表 4-26 評価の手法（工事中）

項 目	評価の手法
大気質 (粉じん)	<p>回避又は低減に係る評価 適切な粉じんの環境保全対策が採用されており、環境に与える影響が回避又は低減されているかについて、次のような視点から検討し、評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生抑制対策（覆土、散水等）
騒 音	<p>回避又は低減に係る評価 適切な騒音対策が採用されており、環境に与える影響が回避又は低減されているかについて、次のような視点から検討し、評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生源対策（低騒音型機械の採用等） <p>基準又は目標との整合性の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「騒音に係る環境基準」（平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号） ・「騒音規制法（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 98 号）」に基づく、特定建設作業に係る騒音の基準、自動車騒音の許容限度。
振 動	<p>回避又は低減に係る評価 適切な振動対策が採用されており、環境に与える影響が回避又は低減されているかについて、次のような視点から検討し、評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生源対策（低振動型機械の採用等） <p>基準又は目標との整合性の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「振動規制法（昭和 51 年 6 月 10 日法律第 64 号）」に基づく、特定建設作業に係る振動の規制基準、道路交通振動の要請限度。
水 質 (水の濁り)	<p>回避又は低減に係る評価 適切な水質汚濁防止対策が採用されており、環境に与える影響が回避又は低減されているかについて、次のような視点から検討し、評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・濁水発生対策（沈砂池、造成裸地面積の最小化等）
動物、植物、生態系	<p>回避又は低減に係る評価 動物、植物、生態系への適切な保全対策が採用されており、それらへの影響が回避又は低減されているかについて、次のような視点から検討し、評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地形改変量の最小化、緑地の確保と適切な樹種の選定 ・生息、生育環境の保全等 <p>基準又は目標との整合性の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「福岡県環境総合基本計画」（平成 15 年 3 月、福岡県） ・「大野城市環境基本計画」（平成 10 年 3 月、大野城市）
廃棄物等	<p>回避又は低減に係る評価 適切な工事計画によって、工事に伴って発生する建設副産物の処理方法が適正であるかについて、次のような視点から検討し、評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事に伴い発生する建設副産物が適正に処理されるか。 <p>基準又は目標との整合性の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号） ・「福岡県環境総合基本計画」（平成 15 年 3 月、福岡県） ・「大野城市環境基本計画」（平成 10 年 3 月、大野城市）

表 4-27(1) 評価の手法（存在供用時）

項 目		評価の手法
大気質	粉じん	<p>回避又は低減に係る評価</p> <p>適切な粉じんの環境保全対策が採用されており、粉じんの環境に与える影響が回避又は低減されているかについて、次のような視点から検討し、評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生抑制対策（覆土、散水、強風時の埋立作業の中止等）
	二酸化窒素 浮遊粒子状物質	<p>回避又は低減に係る評価</p> <p>適切な大気汚染防止対策が採用されており、大気環境に与える影響が回避又は低減されているかについて、次のような視点から検討し、評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生源対策（排ガス規制適合車や低公害車などの導入）
騒 音		<p>回避又は低減に係る評価</p> <p>適切な騒音対策が採用されており、騒音の環境に与える影響が回避又は低減されているかについて、次のような視点から検討し、評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生源対策（低騒音型機械の採用、水処理施設の防音対策等） ・発生抑制対策（重複作業の回避） <p>基準又は目標との整合性の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「騒音に係る環境基準」（平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号） ・「騒音規制法」（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 98 号）に基づく、特定工場等に係る騒音の規制基準、特定建設作業に係る騒音の基準、自動車騒音の許容限度
振 動		<p>回避又は低減に係る評価</p> <p>適切な振動対策が採用されており、振動の環境に与える影響が回避又は低減されているかについて、次のような視点から検討し、評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生源対策（水処理施設の防振対策等） ・発生抑制対策（重複作業の回避） <p>基準又は目標との整合性の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「振動規制法」（昭和 51 年 6 月 10 日法律第 64 号）に基づく、特定工場等において発生する振動に係る規制基準、特定建設作業に係る振動の規制基準、道路交通振動の要請限度
悪 臭		<p>回避又は低減に係る評価</p> <p>適切な悪臭防止対策が採用されており、悪臭の環境に与える影響が回避又は低減されているかについて、次のような視点から検討し、評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の悪臭防止対策（即日覆土、中間覆土の徹底） <p>基準又は目標との整合性の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「悪臭防止法」（昭和 46 年 6 月 1 日法律第 91 号）に基づく敷地境界における規制基準
地下水		<p>回避又は低減に係る評価</p> <p>適切な地下水流動保全対策や地下水の水質保全対策が採用されており、地下水の環境に与える影響が回避又は低減されているかについて、次のような視点から検討し、評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下水涵養対策（造成面積の最小化等） ・地下水の水質保全対策（浸出液遮水施設の設置、電氣的漏水検知システムの導入等）

表 4-27(2) 評価の手法（存在供用時）

項 目	評価の手法
動物、植物、生態系	<p>回避又は低減に係る評価 動物、植物、生態系への適切な保全対策が採用されており、それらへの影響が回避又は低減されているかについて、次のような視点から検討し、評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地形変化量の最小化、緑地の確保と適切な樹種の選定 ・生息、生育環境の保全等 <p>基準又は目標との整合性の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「福岡県環境総合基本計画」（平成 15 年 3 月、福岡県） ・「大野城市環境基本計画」（平成 10 年 3 月、大野城市）
景 観	<p>回避又は低減に係る評価 適切な事業計画によって、美しい都市の景観に形成に資するものであるかについて、次のような視点から検討し、評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・植栽等による周辺景観との調和 <p>基準又は目標との整合性の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「大野城市環境基本計画」（平成 10 年 3 月、大野城市）